

平成 28 年 6 月

第 16 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

< 予算 >

- 議案第 8 2 号 平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 8 3 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 4 号 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第 8 5 号 尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 6 号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第 8 7 号 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

< その他 >

- 議案第 8 8 号 市有地等の売払いについて
- 議案第 8 9 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事）
- 議案第 9 0 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事）
- 議案第 9 1 号 工事請負契約について（わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事）
- 議案第 9 2 号 工事請負契約について（園田南小学校プール改築等工事）
- 議案第 9 3 号 工事請負契約について（小田中学校改築工事）
- 議案第 9 4 号 工事請負契約について（小田中学校改築工事のうち電気設備工事）
- 議案第 9 5 号 工事請負契約について（小田中学校改築工事のうち

機械設備工事)

- 議案第 96号 工事請負契約の変更について(園和小学校校舎等改築工事)
- 議案第 97号 工事請負契約の変更について(園田東小学校校舎棟改築等工事)
- 議案第 98号 訴えの提起について(建物明渡し等請求事件)
- 議案第 99号 工事請負契約について(港橋耐震補強(その1)工事)
- 議案第 100号 工事請負契約について(魚釣り公園釣り棧橋改修工事)

報 告

報告第1号

専決処分について

尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について、平成28年5月2日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成28年6月7日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 平成28年（ハ）第274号尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、平成20年2月、被告[REDACTED]に対して入学支度金30万円の貸付けを行ったが、被告は、5か月間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても償還金を全く償還しなかった。そこで、原告は、被告に対する当該償還金の全額及び延滞利子の支払請求について、尼崎簡易裁判所書記官に平成28年3月30日、支払督促の申立てを行ったところ、被告が当該支払督促に対して尼崎簡易裁判所に督促異議の申立てを行ったことにより、当該督促異議に係る請求について、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時に同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったため、原告は、同裁判所から

の補正命令に従い、平成28年5月2日、訴状に
代わる準備書の提出等を行ったもの

(説明)

急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専
決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第 8 2 号

平成 2 8 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 8 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 , 4 3 3 , 1 3 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 0 , 5 3 3 , 1 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		46,989,975	115,621	47,105,596
	10 国庫補助金	5,836,395	115,621	5,952,016
50 財産収入		2,647,660	2,218,200	4,865,860
	10 財産売払収入	2,195,867	2,218,200	4,414,067
60 繰入金		4,219,344	100,411	4,319,755
	10 基金繰入金	4,212,924	100,411	4,313,335
75 市債		24,662,100	1,100	24,661,000
	05 市債	24,662,100	1,100	24,661,000
歳入合計		208,100,000	2,433,132	210,533,132

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		16,683,156	2,232,438	18,915,594
	05 総務管理費	14,089,855	2,232,438	16,322,293
15 民生費		99,382,148	153,549	99,535,697
	05 社会福祉費	38,206,723	39,043	38,245,766
	10 児童福祉費	24,755,755	114,506	24,870,261
20 衛生費		14,298,913	47,145	14,346,058
	10 保健所費	943,306	47,145	990,451
歳出合計		208,100,000	2,433,132	210,533,132

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議82-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	46,989,975	115,621	47,105,596			
10 項 国庫補助金	5,836,395	115,621	5,952,016			
15 目 民生費補助金	3,504,159	115,621	3,619,780	保育所等整備交付金	115,621	○ (こども青少年本部事務局) 補助率 8/9・2/3 保育環境改善事業費の増等に伴う補正 115,621

歳 入

50 財産収入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
50 款 財産収入	2,647,660	2,218,200	4,865,860			
10 項 財産売払収入	2,195,867	2,218,200	4,414,067			
05 目 不動産売払収入	1,711,305	2,218,200	3,929,505	不動産売払 収入	2,218,200	○ (資産統括局) 市有地等の売払いに伴う補正 2,218,200

議82-6

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	4,219,344	100,411	4,319,755			
10 項 基金繰入金	4,212,924	100,411	4,313,335			
05 目 財政調整基金繰入金	1,200,000	100,411	1,300,411	財政調整基 金繰入金	100,411	○ (企画財政局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 100,411

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	24,662,100	△1,100	24,661,000			
05 項 市 債	24,662,100	△1,100	24,661,000			
15 目 民 生 債	388,900	△1,100	387,800	社会福祉施設整備事業債	△1,100	○ (こども青少年本部事務局) 保育所等整備交付金の増等に伴う減額補正 △1,100

歳 出

15 民生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
15 款 民生費	99,382,148	153,549	99,535,697	特定財源 114,521 一般財源 39,028			
05 項 社会福祉費	38,206,723	39,043	38,245,766	特定財源 0 一般財源 39,043			
05 目 社会福祉総 務費	22,247,318	39,043	22,286,361	一般財源 39,043	14 使用料及び 賃借料	39,043	○ (仮称) 保健福祉センター整備事業費 (健康 福祉局) 39,043 (仮称) 北部保健福祉センターの整備に係る 敷金及び賃借料を支払うための補正

歳 出

20 衛生費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
20 款 衛 生 費	14,298,913	47,145	14,346,058	特定財源 0 一般財源 47,145			
10 項 保健所費	943,306	47,145	990,451	特定財源 0 一般財源 47,145			
05 目 保健所費	943,306	47,145	990,451	一般財源 47,145	14 使用料及び 賃借料	47,145	○ (仮称) 保健福祉センター整備事業費 (健康 福祉局) 47,145 (仮称) 北部保健福祉センターの整備に係る 敷金及び賃借料を支払うための補正

2 市債の平成26年度末における現在高並びに平成27年度末及び平成28年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成26年度末現在高	平成27年度末 現在高見込額	平成28年度中増減見込み		平成28年度末 現在高見込額
			平成28年度中 起債見込額	平成28年度中 元金償還見込額	
普通債	149,811,911	149,360,296	16,802,100	16,420,405	149,741,991
土 木	55,516,724	50,277,338	6,492,600	6,717,085	50,052,853
教 育	40,649,011	48,361,299	6,059,000	4,028,655	50,391,644
市 営 住 宅	17,934,267	16,941,486	1,157,900	2,127,410	15,971,976
住 宅 資 金 貸 付	32,313	24,302	-	12,028	12,274
総 務	179,233	424,303	1,810,700	20,339	2,214,664
民 生	6,442,802	6,619,205	535,100	622,151	6,532,154
衛 生	20,734,234	19,142,667	433,700	1,606,636	17,969,731
労 働	1,400	1,000	-	400	600
商 工	225,997	150,945	-	26,826	124,119
消 防	2,550,925	2,299,063	313,100	356,378	2,255,785
企業会計等出資金	5,545,005	5,118,688	-	902,497	4,216,191
災 害 復 旧 債	12,080	15,033	-	452	14,581
土 木	9,800	13,200	-	-	13,200
その他公共施設等	2,280	1,833	-	452	1,381
そ の 他	96,109,358	99,294,125	8,904,600	7,418,775	100,779,950
減 税 補 て ん 債	3,904,378	3,344,866	-	568,190	2,776,676
臨 時 税 収 補 て ん 債	654,666	440,772	-	218,193	222,579
臨 時 財 政 対 策 債	73,922,551	79,287,252	8,904,600	5,094,837	83,097,015
退 職 手 当 債	13,280,148	12,260,150	-	1,151,025	11,109,125
減 収 補 て ん 債	4,347,615	3,961,085	-	386,530	3,574,555
合 計	245,933,349	248,669,454	25,706,700	23,839,632	250,536,522

条 例

議案第 8 3 号

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「 1 , 7 6 0 円 5 4 銭」を「 1 , 7 3 1 円 8 3 銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

選挙業務に係る基本手当額を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 4 号

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例等の一部を改正する条例

(尼崎市市税条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市市税条例 (昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 1 項中「電子情報処理組織をいう。」の次に「第 2 7 条の 2 第 4 項及び第 3 3 条の 3 第 7 項を除き、」を加える。

第 2 1 条中「掲げる者に」を削り、「場合には同条第 1 項及び第 3 項」を「ときは、同項及び同条第 3 項」に、「ついては」を「ついては、」に改める。

第 3 3 条の 3 第 1 項中「おいては、当該給与所得に係る特別徴収税額」を「おいて、市長は、給与所得に係る特別徴収税額 (法第 3 2 1 条の 4 第 1 項に規定する給与所得に係る特別徴収税額をいう。以下この節において同じ。) 」に改め、「徴収する旨」の次に「 (第 7 項及び第 8 項において「通知事項」という。) 」を、「通知する」の次に「ものとする」を加え、同条第 2 項中「よって特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする」を「よる」に改め、同条第 3 項中「第 2 9 条第 1 項」の前に「前項の規定にかかわらず、市長は、」を加え、「よって提出すべき」を「より提出すべき」に、「場合にあっては」を「場合は」に改め、同項ただし書中「よって」を「より」に、「場合においては」を「場合は」に改め、同条第 5 項中「が当該」を「が、当該」に、「規定によって」を「規定により」に、「金額) 」を「金額。以下この項において「合算額」という。) 」に、「徴収させる。」を「当該合算額を徴収させるものとする。」に改め、同項ただし書中「を特別徴収義務者とし、これに」を「に当該合算額を」に改め、同条に次の 2 項を加える。

7 市長は、第1項又は第5項の特別徴収義務者の同意がある場合は、第1項後段（前項において準用する場合を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の規定による通知に代えて、通知事項を電子情報処理組織（情報通信技術利用法第4条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として省令で定める方法により当該特別徴収義務者に提供することができる。

8 前項の規定による通知事項の提供が行われたときは、第1項後段の規定による通知があったものとみなして、次条第1項及び第33条の5第1項の規定を適用する。

第33条の4第1項中「前条」を「前条第1項又は第5項」に改め、「（同条第6項において準用する場合を含む。）」を削り、同条第2項中「規定によって」を「規定により」に、「場合においては」を「場合は」に、「次条第2項」を「次条第3項」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同条第3項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第4項中「前条の規定によって、他の市町村」を「前条第1項又は第5項の規定により、他の市町村内」に、「者を」を「者が」に、「として指定した場合において」を「とされた場合」に、「市が指定して」を「本市が指定し、かつ」に、「この場合においては」を「この場合において」に、「通知に係る金融機関に」を「金融機関に当該納入金を」に、「において、市にその」を「、本市に当該」に改め、同条第5項中「市が指定した」を「前条第1項又は第5項の」に、「交付して納入金の払込みをした時において、市に」を「交付した時に本市に当該」に改める。

第33条の5第1項中「第33条の3第1項」の前に「市長は、」を加え、「よって」を「より同項又は同条第5項の特別徴収義務者に」に、「場合においては、直ちに」を「と認めるときは、直ちに、」に、「納税者に通知する」を「給与所得に係る特別徴収税額に係る納税義務者に通知するものとする」に改め、同条第2項中「前項の」を「、第1項の規定による」に、「おいては」を「おいて」に、「よって」を「より」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の

次に次の１項を加える。

２ 第３３条の３第７項及び第８項の規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、同条第７項中「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、同条第８項中「前項」とあるのは「第３３条の５第２項において読み替えて準用する前項」と、「通知事項」とあるのは「給与所得に係る特別徴収税額を変更した旨」と、「次条第１項及び第３３条の５第１項」とあるのは「第３３条の５第３項」と読み替えるものとする。第３４条の２第１項第１号中「及び名称」を「、名称及び法人番号」に改める。

第４９条及び第５０条中「平成２８年３月３１日」を「平成３０年３月３１日」に改める。

第１０７条第２項中「第２３項、第２４項」を「第２２項から第２４項まで」に、「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで、第３３項又は第３４項」に改める。

附則第７項中「法」の前に「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成２８年法律第１３号）附則第１８条第６項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第１条の規定による改正前の」を加え、附則第５５項を附則第５８項とし、附則第５４項中「附則第５２項」を「附則第５５項」に改め、同項を附則第５７項とし、附則第５３項を附則第５６項とし、附則第５２項第５号中「費用」の次に「の金額」を加え、同項に次の１号を加える。

(6) 改修工事について令附則第１２条第３６項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあっては、その金額

附則第５２項を附則第５５項とし、附則第５１項中「附則第４９項」を「附則第５２項」に改め、同項を附則第５４項とし、附則第５０項を附則第５３項とし、附則第４９項第６号を次のように改める。

(6) 改修工事に要した費用の金額

附則第４９項に次の１号を加える。

(7) 改修工事について令附則第１２条第２９項に規定する補助金等

の交付又は同項に規定する居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付を受ける場合にあっては、その金額

附則第49項を附則第52項とし、附則第48項を附則第51項とし、附則第47項第5号中「もの」の次に「の金額」を加え、同項を附則第50項とし、附則第46項を附則第49項とし、附則第45項中「附則第47項」を「附則第50項」に改め、同項第5号中「費用」の次に「の金額」を加え、同項を附則第48項とし、附則第44項を附則第47項とし、附則第43項を附則第46項とし、附則第42項中「附則第40項」を「附則第43項」に改め、同項を附則第45項とし、附則第34項から附則第41項までを3項ずつ繰り下げ、附則第33項中「附則第35項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第36項とし、附則第32項中「附則第35項」を「附則第38項」に改め、同項を附則第35項とし、附則第25項から附則第31項までを3項ずつ繰り下げ、附則第24項を附則第25項とし、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

(法人の市民税の特定寄附金税額控除)

26 法人税法第121条第1項(同法第146条第1項において準用する場合を含む。)の承認を受けている法人が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体(法附則第8条の2の2第1項に規定する認定地方公共団体をいう。次項において同じ。)に対して特定寄附金(同条第1項に規定する特定寄附金をいう。次項において同じ。)を支出した場合は、同条第1項に規定する寄附金支出事業年度の第33条の8第1項(同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。)、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第7項、第8項及び第12項並びに同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第7項に規定する控除額を控除するものとする。

27 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人又は当該連結親法人との間に同条第12号の7の7に規定する連結完全支

配関係がある同条第12号の7に規定する連結子法人（同条第16号に規定する連結申告法人に限る。）が、平成28年4月20日から平成32年3月31日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合は、法附則第8条の2の2第3項に規定する寄附金支出連結事業年度の第33条の8第4項、第8項又は第9項の規定により申告納付すべき法人税割額から、法附則第8条の2の2第9項から第12項まで及び同条第14項の規定に基づく令に規定するところにより、同条第9項に規定する控除額を控除するものとする。

附則第23項中「附則第21項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とし、附則第21項中「附則第17項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第20項を附則第21項とし、附則第19項中「附則第17項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第20項とし、附則第18項中「附則第17項」を「附則第18項」に改め、同項を附則第19項とし、附則第13項から附則第17項までを1項ずつ繰り下げ、附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とし、附則第9項第4号中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同項中第13号を第17号とし、第12号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法附則第15条第42項 5分の4

附則第9項中第11号を第14号とし、第10号を第13号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

(11) 法附則第15条第33項第1号 3分の2

(12) 法附則第15条第33項第2号 2分の1

附則第9項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 法附則第15条第29項 2分の1

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項中「前項」を「前2

項」に改め、同項を附則第9項とし、附則第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第33項の規定の適用を受ける償却資産（太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備で、平成28年4月1日から同項に規定する取得の期間の末日までに新たに取得され、かつ、規則で定める要件を備えるものに限る。以下この項において「適用償却資産」という。）に対しては、当該適用償却資産に対して固定資産税を課するとしたならば新たに課されることとなる年度から3年度分に限り、固定資産税を課さない。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、第31条、第33条の4」を「、第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書」に、「第35条の6の2」を「これらの規定を第35条の6の2」に、「第33条の6の4（」を「第33条の6の4第1項（」に、「、第35条の6、第45条、第63条第2項、第73条の2第1項若しくは第2項、第73条の4第2項」を「若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の2に規定する納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後」に、「、第102条第1項又は第111条に規定する」を「若しくは第102条第1項に規定する納期限後若しくは第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る」に、「の申告書に係る税金」を「に規定する申告書に係る税金」に、「においては、当該税額」を「は、当該税額」に、「（同項の」を「（当該」に、「場合においては、当該税金」を「ときは当該税金」に、「の納期限とし、納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号及び第2号」を「に規定する納期限、納期限が延長さ

れたときはその延長後の納期限。第1号、第2号及び第5号」に、「掲げる期間」を「定める日又は期限までの期間」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 第31条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第33条の4第1項若しくは第2項ただし書、第33条の5の2、第33条の5の5、第33条の6の4第1項若しくは第35条の6に規定する納期限後、第45条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第63条第2項に規定する納期若しくは同条第3項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後、第73条の5第2項の規定により納税通知書に定められた納期に係る納期限後、第96条の13第3項に規定する納期限後又は第111条第1項に規定する各納期若しくは同条第2項の規定により市長が定めた納期に係る納期限後に納付し、又は納入する税額 これらの納期限の翌日から1月を経過する日

第13条第1項第2号中「若しくは第6項、第73条の2第1項若しくは第2項、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項の規定による」を「又は第6項に規定する」に、「第5号」を「次号」に改め、「除く」の次に「。以下この号において同じ」を加え、「までの期間」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 第33条の8第1項、第2項、第4項又は第6項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 その提出した日（以下この号において「提出日」という。）（提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日（提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日））

第13条第1項第4号中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に、「）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間」を「。以下この号において「提出日等」という。）（提出日等後に当該税額を納付したときは、その納付の日（提出日等の翌日から1月を経過する日後に納付し

たときは、当該日))」に改め、同項第5号中「当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間」を「その猶予した期間の末日(以下この号において「猶予期限」という。)(猶予期限後に当該税額を納付したときは、その納付の日(猶予期限の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項又は第102条第1項に規定する申告書に係る税額(次号及び第7号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第73条の2、第95条、第96条の8第1項若しくは第102条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したもの又は第73条の3第2項、第96条第2項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)若しくは第104条第2項に規定する申告書に係る税額(第96条第1項(第96条の8第2項において準用する場合を含む。)の規定により提出した申告書又は第96条第2項に規定する申告書に係る場合にあっては、次号に掲げる税額を除く。以下この号において同じ。) その提出した日(以下この号において「提出日」という。)(提出日後に当該税額を納付したときは、その納付の日(提出日の翌日から1月を経過する日後に納付したときは、当該日))

第33条の7第2項中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第33条の7の2第1項中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

附則第25項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改め、附則第58項を附則第59項とし、附則第57項中「附則第55項」を「附則第56項」に改め、同項を附則第58項とし、附則第56項を附則第57項とし、

附則第 5 5 項を附則第 5 6 項とし、附則第 5 4 項中「附則第 5 2 項」を「附則第 5 3 項」に改め、同項を附則第 5 5 項とし、附則第 4 9 項から附則第 5 3 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 4 8 項中「附則第 5 0 項」を「附則第 5 1 項」に改め、同項を附則第 4 9 項とし、附則第 4 7 項を附則第 4 8 項とし、附則第 4 6 項を附則第 4 7 項とし、附則第 4 5 項の次に次の 1 項を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

4 6 平成 3 0 年度から平成 3 4 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第 4 1 条の 1 7 の 2 第 1 項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第 4 条の 4 第 3 項に規定する取組を行ったときにおける第 2 1 条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 3 1 4 条の 2 第 1 項(同号に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年尼崎市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

付則第 1 項第 3 号及び第 4 項中「平成 2 9 年 4 月 1 日」を「平成 3 0 年 4 月 1 日」に改める。

第 4 条 尼崎市市税条例及び尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成 2 7 年尼崎市条例第 5 4 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中尼崎市市税条例第 3 4 条の 2 第 1 項第 1 号の改正規定を削る。

付則第1項ただし書中「の各号」を削り、「当該各号」を「当該号」に改め、同項第2号中「並びに前号及び次号」を「及び前号」に改め、同項第3号を削り、付則第2項の前の見出し中「徴収猶予等に関する」を削り、付則第4項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中尼崎市市税条例第13条及び付則第25項の改正規定並びに付則第3項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条の規定（前号及び次号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第5項の規定 平成29年4月1日

(3) 第2条中尼崎市市税条例附則（第25項を除く。）の改正規定及び付則第4項の規定 平成30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）附則第26項及び第27項の規定は、平成28年4月20日以後に終了する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市民税について適用する。

3 第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例（以下「平成29年改正後条例」という。）附則第25項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 平成29年改正後条例附則第46項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 平成29年改正後条例第33条の7第2項及び第33条の7の2第1項の規定は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例

による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例附則第 5 5 項の規定は、平成 2 8 年 4 月 1 日以後に地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号。以下「平成 2 8 年改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了する住宅（同項に規定する住宅をいう。）又は区分所有に係る家屋の専有部分（同条第 1 0 項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分をいう。）について同条第 9 項又は第 1 0 項の規定の適用を受けようとする者について適用し、同日前に平成 2 8 年改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 1 5 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した住宅（同項に規定する住宅をいう。）又は区分所有に係る家屋の専有部分（同条第 1 0 項に規定する区分所有に係る家屋の専有部分をいう。）について同条第 9 項又は第 1 0 項の規定の適用を受けようとする者については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 7 改正後の条例第 1 0 7 条第 2 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 2 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(尼崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 8 尼崎市市税条例の一部を改正する条例（平成 2 5 年尼崎市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

尼崎市市税条例附則第 2 4 項の改正規定中「「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項、附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に改め、」を削る。

付則第 1 項第 1 号中「（「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項、附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に改める部分を除く。）」を削り、同項第 5 号を削り、付則第 3 項中「の改正規定及び」を「及び」に改め、「（附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3

5 条の 2 第 5 項、附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に改める部分を除く。) 」を削り、付則第 4 項を削り、付則第 5 項を付則第 4 項とする。

(説 明)

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 5 号

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例（昭和 4 8 年尼崎市条例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「尼崎市戸ノ内町 2 丁目 9 番 1 号」を「尼崎市戸ノ内町 3 丁目 2 7 番 1 号」に改める。

別表大会議室の項中「3,200円」を「2,200円」に、「4,300円」を「3,000円」に、「5,400円」を「3,800円」に、「1,600円」を「1,100円」に、「2,150円」を「1,500円」に、「2,700円」を「1,900円」に改め、同表小会議室の項中「600円」を「900円」に、「800円」を「1,200円」に、「1,200円」を「1,800円」に改め、同表中

和室	700円	1,000円	1,400円
料理教室	1,000円	1,300円	2,100円

を

「

和室 1	1,100円	1,600円	2,200円
和室 2	900円	1,300円	1,800円
料理教室	1,700円	2,300円	3,700円

に

」

改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、別表の改正規定及び次項の規定は、同年 1 0 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の尼崎市立園田東会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

尼崎市立園田東会館の位置及び使用料を改めるため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 86 号

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年尼崎市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

付則第 31 項の表第 1 項中「0.86」を「0.88」に改め、同表第 2 項中「0.91（）」を「0.92（）」に改め、「又は第 2 級」を削り、「0.9）」を「0.91）」に改め、付則第 34 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）付則第 31 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金で適用日以後の期間に係るものについて適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金で適用日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例付則第 34 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の尼崎市消防団員等公務災

害補償条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された傷病補償年金（適用日前に支給すべき事由の生じたもので適用日前の期間に係るものを除く。）は改正後の条例の規定に基づく傷病補償年金の内払と、改正前の条例の規定に基づいて支給された休業補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）は改正後の条例の規定に基づく休業補償の内払とみなす。

（ 説 明 ）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成28年政令第46号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 87 号

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条
例（昭和 28 年尼崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「職務の級」を「等級」に改める。

第 3 条の 2 中「の職のうち、」を「のうち」に改め、「管理者」の次
に「（尼崎市モーターボート競走事業にあつては、市長。以下同
じ。）」を加え、「について」を「（以下「管理監督職員」という。）
に対して」に改める。

第 8 条第 1 項中「を他の」を「が他の」に、「振り替えた」を「振り
替えられた」に、「を含む」を「。次項において同じ」に改め、同条第
2 項中「（その日を他の日に振り替えたときは、当該他の日）」を削り、
「当該時間中」を「当該正規の勤務時間中」に改め、同条第 3 項中「と
する」を「をいう」に改める。

第 10 条の 2 を次のように改める。

（管理職員特別勤務手当）

第 10 条の 2 管理職員特別勤務手当は、管理監督職員が次のいずれか
に該当する場合に支給する。

(1) 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要
しない日又は第 8 条第 3 項に規定する休日（その日が他の日に振り
替えられたときは、当該他の日。以下「休日」という。）に勤務し
た場合

(2) 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により、勤務を要しな

い日及び休日以外の日の午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間内のものに限る。）に勤務した場合

第11条第2項中「次条第1項各号」を「次条第2項各号」に改める。

第13条を次のように改める。

（給与の減額）

第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき管理者の承認（次の各号に掲げるものを除く。）があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与の額に相当する額を減額した給与を支給する。

(1) 組合休暇（職員が結成し、又は加入する労働組合の業務又は活動に従事するために与えられる休暇をいう。）の承認

(2) 介護休暇（職員がその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が別に定める者で負傷、疾病又は老齢により管理者が別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇をいう。）の承認

(3) 部分休業（職員がその子（管理者が別に定めるものに限る。）を養育するため1日の勤務時間の一部（管理者が別に定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）の承認

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(説 明)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 88 号

市有地等の売払いについて

市有地等を次のとおり売り払うため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 売払いの目的 | 尼崎市自動車運送事業の民営化に伴い、旧交通局の資産であった市有地及び建物を移譲事業者に移譲事業用地等として売り払うため |
| 2 売払いの市有地等 | 別記のとおり |
| 3 売払いの金額 | 2,218,200,000 円 |
| 4 売払いの相手方 | 西宮市和上町 3 番 3 号
阪神バス株式会社
代表取締役 福浦 秀哉 |

(説 明)

尼崎市自動車運送事業の民営化に伴い、旧交通局の資産であった市有地及び建物を移譲事業者に移譲事業用地等として売り払うため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

売払いの市有地等

(1) 土地

所在地番	地目	面積
尼崎市東塚口町2丁目 5番	宅地	534.09 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目 6番	宅地	702.27 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目 7番	宅地	573.88 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目 8番	宅地	795.77 平方メートル
尼崎市東塚口町2丁目 9番	宅地	11,040.10 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目 10番6	宅地	1,650.66 平方メートル
尼崎市武庫豊町3丁目 22番1	宅地	2,899.83 平方メートル
尼崎市東園田町1丁目 185番	宅地	476.34 平方メートル

(2) 建物

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積
尼崎市東塚口町 2丁目7番地、 8番地	5番1	事務所、 工場、倉 庫、車庫	鉄骨造スレー ト葺2階建、 コンクリート ブロック造ス レート葺平家 建	1,496.58 平方メートル
尼崎市東塚口町 2丁目9番地、 5番地、6番地、 7番地	9番	事務所、 車庫、作 業所、機 械室、倉 庫	鉄骨造鋼板ぶ き2階建、鉄 筋コンクリ ート造陸屋根平 家建、鉄骨造 スレートぶき 平家建、木造 スレートぶき 平家建、コン クリートブロ ック造スレー トぶき平家建	2,275.18 平方メートル

所在	家屋番号	種類	構造	延床面積
尼崎市武庫豊町 3丁目22番地 1	22番1	事務所、 倉庫、作 業所、物 置	軽量鉄骨造鋼 板ぶき2階 建、鉄骨造ス レートぶき平 家建、軽量鉄 骨造鋼板ぶき 平家建、コン クリートプロ ック造スレー トぶき平家 建、軽量鉄骨 造スレートぶ き平家建	993.44 平方メートル
尼崎市東園田町 1丁目185番 地	185番	休憩所	軽量鉄骨造鋼 板ぶき平家建	13.43 平方メートル
尼崎市東塚口町 2丁目9番地	未登記	休憩所、 物置、小 屋	軽量鉄骨造鋼 板ぶき平家建	31.10 平方メートル
尼崎市武庫豊町 3丁目22番地 1	未登記	小屋	軽量鉄骨造鋼 板ぶき平家建	3.12 平方メートル
尼崎市東園田町 1丁目185番 地	未登記	便所	軽量鉄骨造鋼 板ぶき平家建	3.52 平方メートル

議案第 89 号

工事請負契約について

わかば西小学校改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を
求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | わかば西小学校改築工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地
工事概要 改築工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 , 0 3 7 , 9 6 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 1 9 号
大豊・苅田共同企業体
代表者 大豊建設株式会社神戸営業所
所長 柏 和 成 |

(説 明)

わかば西小学校改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎、体育館及びプール改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 16,884.88平方メートル</p> <p>建築面積 3,546.29平方メートル</p> <p>延べ面積 7,308.86平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室</p> <p>既存給食室改修工事</p> <p>既存校舎等解体工事(校舎、体育館、プール等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p>

議案第 90 号

工事請負契約について

わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 5 0 , 5 6 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市稲葉元町 2 丁目 4 番 9 号

平尾電工株式会社

代表取締役 平 尾 秀 樹

(説 明)

わかば西小学校改築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一式
	幹線設備工事 一式
	動力・電灯設備工事 一式
	弱電設備工事 一式
	太陽光発電設備工事 一式
	既存給食室改修工事に係る電気設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式

議案第 9 1 号

工事請負契約について

わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 7 7 , 0 2 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市上坂部 2 丁目 6 番 1 0 号
株式会社中の島商会
代表取締役 白 浜 敏 |

(説 明)

わかば西小学校改築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 9 2 号

工事請負契約について

園田南小学校プール改築等工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 園田南小学校プール改築等工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市若王寺 1 丁目 1 3 8 番ほか
工事概要 プール改築等工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 1 4 5 , 1 5 2 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市道意町 3 丁目 1 番地
株式会社三田工務店
代表取締役 三 田 恭 男 |

(説 明)

園田南小学校プール改築等工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	プール改築工事 鉄筋コンクリート造り 平屋建て 1棟 敷地面積 886.66平方メートル 建築面積 165.25平方メートル 延べ面積 179.47平方メートル 既存プール解体工事 屋外付帯工事

議案第 9 3 号

工事請負契約について

小田中学校改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 小田中学校改築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 1 0 番 1 号
工事概要 改築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 , 3 7 3 , 8 4 0 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 大阪市北区堂島 1 丁目 2 番 5 号

北野・ユハラ特定建設工事共同企業体

代表者 北野建設株式会社大阪支店

執行役員支店長 寺 島 寛 典

(説 明)

小田中学校改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎、体育館及びプール改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 23,480.48平方メートル</p> <p>建築面積 3,811.37平方メートル</p> <p>延べ面積 10,459.51平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(図書室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、美術教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室</p> <p>既存校舎等解体工事(校舎、体育館、プール等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p>

議案第 94 号

工事請負契約について

小田中学校改築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小田中学校改築工事のうち電気設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 10 番 1 号
工事概要 電気設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 286,200,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市潮江 2 丁目 17 番 29 号
親和電機工業株式会社
代表取締役 入 江 良 治 |

(説 明)

小田中学校改築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
電 気	電気設備工事
	受変電設備工事 一式
	幹線・動力設備工事 一式
	電灯・コンセント設備工事 一式
	弱電設備工事 一式
	太陽光発電設備工事 一式
	屋外電気設備工事 一式

議案第 95 号

工事請負契約について

小田中学校改築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小田中学校改築工事のうち機械設備工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市長洲中通 1 丁目 10 番 1 号
工事概要 機械設備工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 301,860,000 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市椎堂 1 丁目 2 番 6 号 |

三協設備株式会社

代表取締役 永 井 俊 彦

(説 明)

小田中学校改築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 96 号

工事請負契約の変更について

園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|--|
| 1 契約の目的 | 園和小学校校舎等改築工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 校舎等改築工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 2,506,595,760 円 |
| 4 契約の相手方 | 神戸市兵庫区小河通 2 丁目 2 番 5 号
N I P P O ・ 吉川組共同企業体
代表者 株式会社 N I P P O 兵庫統括事業
所
所長 岩 下 和 彦 |

(説 明)

当初契約を平成 26 年 6 月 25 日に、変更契約を平成 26 年 10 月 3 日及び平成 28 年 3 月 3 日に議決された園和小学校校舎等改築工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎及び体育館改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 17,321.99平方メートル</p> <p>建築面積 4,156.11平方メートル</p> <p>延べ面積 11,853.90平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室</p> <p>既存校舎等解体工事(校舎、体育館等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p> <p>旧給食室棟改修工事</p> <p>今回変更内容</p> <p>賃金又は物価の変動に伴うインフレライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)</p>

変更前契約

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町4丁目73番地の2
工事概要 校舎等改築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2,425,206,960円
- 5 契約の相手方 神戸市兵庫区小河通2丁目2番5号
N I P P O ・ 吉 川 組 共 同 企 業 体
代表者 株式会社N I P P O 兵庫統括事業所
所長 大 場 信 秀

議案第 97 号

工事請負契約の変更について

園田東小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 園田東小学校校舎棟改築等工事請負契約の変更のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市東園田町 8 丁目 7 番地
工事概要 校舎棟改築等工事 |
| 3 | 変更後の契約金額 | 1, 178, 485, 200 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 神戸市中央区八幡通 3 丁目 1 番 19 号
大豊・ユハラ共同企業体
代表者 大豊建設株式会社神戸営業所
所長 柏 和 成 |

(説 明)

平成 26 年 10 月 3 日に議決された園田東小学校校舎棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	校舎棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	敷地面積 17,502.58平方メートル
	建築面積 2,075.93平方メートル
	延べ面積 5,049.31平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室
	体育館耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟
	延べ面積 890平方メートル
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎等解体工事(北棟、南棟、西棟等)	
屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)	
今回変更内容	
賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドの適用 (尼崎市工事請負契約書第26条関係)	

変更前契約

- 1 契約の目的 園田東小学校校舎棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町8丁目7番地
工事概要 校舎棟改築等工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,136,160,000円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区八幡通3丁目1番19号

大豊・ユハラ共同企業体

代表者 大豊建設株式会社神戸営業所

所長 柏 和 成

議案第 99 号

工事請負契約について

港橋耐震補強（その 1）工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 港橋耐震補強（その 1）工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市中浜町地内
工事概要 橋脚耐震補強工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 3 2 , 6 7 5 , 2 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市崇徳院 2 丁目 5 5 番地
株式会社鍵田組
代表取締役 鍵 田 智 嗣 |

（ 説 明 ）

港橋耐震補強（その 1）工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
土 木	橋脚耐震補強工事 施工延長 47.0 m、施工幅員 12.6 m 耐震補強工（鋼管杭、橋脚のコンクリート巻立て補強） 落橋防止対策工（緩衝チェーン設置、縁端拡幅、水平 分担構造設置）等

議案第 100 号

工事請負契約について

魚つり公園釣り桟橋改修工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 28 年 6 月 7 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 魚つり公園釣り桟橋改修工事請負のため |
| 2 | 契約の内容 | 工事場所 尼崎市平左衛門町 6 8 番地先
工事概要 釣り桟橋改修工事 |
| 3 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 契約の金額 | 2 8 5 , 6 6 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 2 7 番 2 3 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム
代表取締役 岡本 征夫 |

(説 明)

魚つり公園釣り桟橋改修工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
鋼構造物	釣り棧橋改修工事 施工延長 200.0 m、施工幅員 8.0 m 主部材（主桁、杭）の補修・防食（塗装等） その他部材の取替え等